

(第一類 第九号) (附属の二)

第一百四十三回国会  
衆議院  
商工安定化に関する特別委員会

連合審査会議録 第一號

(九九)

平成十一年九月十八日(金曜日)  
午前十時十五分開議

出席委員

商工委員会

委員長 古賀 正浩君

理事 伊藤 達也君

理事 小野 晋也君

理事 大畠 章宏君

理事 太田 昭宏君

理事 岸田 文雄君

理事 松本 龍君

理事 西川太一郎君

奥田 幹生君

木村 隆秀君

竹本 直一君

島津 尚純君

坂口 泰明君

大森 猛君

横光 克彦君

河村たかし君

小池百合子君

吉井 英勝君

河村たかし君

伊藤 達也君

江渡 聰君

大野 功統君

河村 建夫君

佐田玄一郎君

山本 公一君

吉田六左門君

金融安定化に関する特別委員会

委員長 相沢 英之君

理事 石原 伸晃君

理事 村田 吉隆君

理事 山本 有二君

理事 中野 寛成君

理事 谷口 隆義君

愛知 和男君

江渡 聰君

大野 功統君

河村 建夫君

佐田玄一郎君

山本 公一君

吉田六左門君

澁 実君

山本 幸三君

喜美君

○古賀委員長 これより商工委員会金融安定化に関する特別委員会連合審査会議録第一号 平成十一年九月十八日

○内閣提出第三号 信用保証協会法等の一部を改正する法律案(普通)

○直人君外十二名提出、衆法第九号)

本日の会議に付した案件

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三号)

信用保証協会法等の一部を改正する法律案(普通)

直人君外十二名提出、衆法第九号)

上田 清司君  
岡田 克也君  
北村 哲男君  
古川 元久君  
西川 知雄君  
西川太一郎君  
木島日出夫君  
春名 真章君  
浜田 健一君  
佐々木憲昭君  
西田 猛君  
枝野 幸男君  
海江田万里君  
仙谷 由人君  
大口 善徳君  
鈴木 淑夫君  
大森 枝野幸男君  
西川 知雄君  
西川太一郎君  
木島日出夫君  
春名 真章君  
浜田 健一君  
佐々木憲昭君  
西田 猛君  
枝野 幸男君  
海江田万里君  
仙谷 由人君  
大口 善徳君  
鈴木 淑夫君

両委員長の協議により、私が委員長の職務を行います。  
内閣提出、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び菅直人君外十二名提出、信用保証協会法等の一部を改正する法律案の両案を議題いたします。

両案の趣旨の説明につきましては、これを省略し、お手元に配付しております資料をもつて説明にかえさせていただきますので、御了承願います。これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡田克也君。

○岡田委員 民主黨の岡田克也です。

私の方で、今政府の方から出されております中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、それから野党提案の信用保証協会法等の一部を改正する法律案について、それぞれ質問したいと思います。

とりわけ中小企業に対する金融機関の貸し渋りという現実を踏まえてこの法案は出てきたと思いますが、中小企業に対する貸し渋りの現状について通産大臣はどのように認識しておられるか、お聞きしておきたいと思います。

○与謝野國務大臣 現下の不況並びに金融システムに対する不安から起きております信用取縮の影響を最も受けておりますのは、私は中小企業だらうと考てております。

中小企業庁を中心八月にきちんととした調査をやりました結果、民間金融機関から融資を受けている中小企業のうち、貸し渋りを受けているといふことを答えた方が三割を超えております。そういうことで、貸し渋りの状況というのは依然改善

されていない、大変深刻な状況にある、そのようになります。

○岡田委員 どの程度深刻な状況にあるかということを、通産大臣の御認識をお聞きしたいと思うのですが、私どもも当然、週末に地元に戻ればいろいろな声が聞こえてくるわけでありまして、最近自殺が多いというようなこともよく言われるわけですが、私の選挙区でも先般、私のよく存じ上げていたある会社の社長さんが自殺いたしました。結果的にはそのことによつて保険金がおりまして借金が払われた、こういうことがございました。それから、たまたま私の中学校の同級生に、何とか資金繰りというか新規融資をしてほしいといふことでいろいろ当たつたのですが、例えは信用保証協会の枠がもういっぱいになつてゐる、そういう状況の中でなかなか新しく貸してくれるところはない、こういうこともございました。

これは一つの例なんですが、今極めて深刻な戦後未曾有の厳しい状況にあるのじゃないかといふのが私の実感でございますが、そのあたりについて通産大臣の御認識をお聞きしたいと思います。

○与謝野國務大臣 先生も地元でそういう例をたくさん知つておられると思いますし、私の地元でも五十万円足りないから手形が落ちない、そのため倒産するかもしれない、そういう危機的なところまで追いつ込まれる中小企業が非常に多い。そういう中で、私も、政府としてできますことは今まで精いっぱいやつてきたつもりでございました。これは政府関係の三金融機関に対して資金量を確保すること等でございますけれども、それでも到底間に合わない。したがいまして、新しい観点から、信用保証協会の充実を図つて、やはり民間金融機関から中小企業が資金を借り入れる場合、担保だ、保証人だと大変やかましいことを言

われます。そういう中で、保証協会の充実を図つて、保証協会が相当程度まで保証ができるということを確保しようとしたのが、今回の中小企業に対する貸し済りに対するいろいろな大綱対策でございます。そういう一連の中でも、やはり今御審議をいただいております信用保険法の一部を改正するということも必要なこととなつてまいりました。

先生が御指摘のように、貸し済りというのは我々が想像している以上に实体经济の中で進んでいるということを我々本当に十分わかつた上で、やるる対策を講じていかなければならないというのは、先生のお考えと私は同じでございます。

○岡田委員 それでは、鈴木議員の方にも同じ質問をしたいと思いますが、今貸し済りの状況をどのように認識しておられるか。

それと、貸し済りというのは一つの現象だと思いますが、なぜこういうことになつたのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

○鈴木(源)議員 岡田委員の御指摘のとおり、私たちも、現在の中小企業に対する深刻な貸し済りの現状を深く憂慮しているわけでございます。

委員御質問の、なぜこんなことになつたんだろうかという点でございますが、当初、政府におかれましては、これは資金が足りない、もつと端的に言えれば資本が足りない。自己資本比率規制が早期に正措置とともに四月から入ったものですから、この関係で分母を小さくしたくて抑えていたり、この御理解であったようでございますが、その御理解のもとに、三月に、例の金融安定化緊急措置法に基づいて二兆円弱、主要銀行に資本注入をしましたところが、目に見えた効果がない。人によつては、実はもっと減つたんだろう、それがこの程度にとどまつたのは効果があつたとおっしゃいます、素直に見て効果がなかつた。

私は、この原因は、実は自己資本比率の問題だけじゃなくて、あと二つほかに原因があつて貸し済りが起きていると思うんですね。そこを見落としているというふうに思っています。

二つというのは何かといえば、一つは、四月に同時に外為法の抜本改正でピックバンが本格的に始動したわけですね。そうしますと、効率を高めなければいけない。端的に言えば、自己資本比率は上げたいが自身資本の収益率、ROEは下げるわけにいかない。そうしたら、両方一遍に上げようと思つたら、融資構造の合理化、そして効率的な融資にどんどん絞り込んでいく、これをやると処理をしなきいかぬ。これはもう、ROEと自己資本比率、両方どんと下げるわけですから。

こういう矛盾した三つのことを同時に銀行に要請している。それに対する答えとして出てきていましたが、なぜこうのことになつたのかとどうぞお聞きください。これが貸し済りだというふうに考えますので、單純な資本注入で解決するような問題ではないと考えています。

このたび、信用保証協会の保証能力の強化を貸し済り対策として、私ども一番最初に予算委員会の席上で野田幹事長がこういう構想があるというふうに申し上げたと思うのですが、これを考えますと、政府におかれましても同じ考え方の政策をおとりになる、大変結構だと思っておりますが、この保証能力の強化というのは単純な資本注入と違うふうに申し上げたと思うんです。

さて、政府におかれましても同じ考え方の政策をお出しのときほど自己資本比率は下がらないので、だから、ROEを上げ、自己資本比率を上げ、両方上げるという観点からいうと、保証で貸し済り対策をするというのは単純な資本注入よりは確かに効果のあるものだと考えてます。

○岡田委員 今、鈴木議員は三つの理由を挙げられたわけですが、私はそれに加えてその大前提としてあるのが实体经济の悪化だろうと思いますね。そういう实体经济の悪化の中でも、借り手の体质も非常に、経営体质も弱つておりますから、それが起きたわけですが、私はそれに加えてその大前提としてあるのが实体经济の悪化だろうと思います。

○与謝野国務大臣 ただいま申し上げました二兆というのは、幾つか前提がございます。それは、現在は、保証協会が保証料の六、保証公庫が保証料の四をとりますが、逆に、代位弁済をしますと、

かかるいは前政権のと言うべきなのかということはあると思いますけれども、やはりそれが根本的原因であるということとは指摘をしておかなければいけないというふうに思います。

そこで、通産大臣にお聞きしますが、今回のこの中小企業信用保険法の一部を改正する法律案で、無担保保険については保険額の限度額を三千五百万円を五千万円に、特別小口保険についても七百五十万円を一千万円に引き上げる、こういうことでございますが、このことによってどの程度の貸し済り対策といいますか、あるいは新規貸し出し増というものが期待ができるのか、お聞きしたいと思います。

○鵜田政府委員 お答えいたします。

政府いたしましては、中小企業等に対する貸し済り対策として、私ども一番最初に予算委員会の席上で野田幹事長がこういう構想があるというふうに申し上げたところでございます。

保証協会の保証承諾額は前年同期比で約一〇%程度今年度に入つてから動いておりますが、今回の法律改正によりまして限度額が引き上げられるおいて講じてきたところでございます。

政府いたしましては、中小企業等に対する貸し済り対策を、昨年の秋以来、累次の経済対策において講じてきたところでございます。

保証協会の保証承諾額は前年同期比で約一〇%程度今年度に入つてから動いておりますが、今回の法律改正によりまして限度額が引き上げられることによって、より使いやすい制度に変わりますので、数量的には申し上げられませんが、これがさらには増加していくことと期待をしております。

もちろん、先般閣議決定をいたしました中小企業等貸し済り対策大綱の中には、別途特別の保証制度、二十兆円の保証制度を、実際これから制度設計をして発足することにいたしておりますが、これらの方針も相まって、合計で二十兆円の保証規模に対応できるものと考えておられるところであります。

○岡田委員 その際、予算措置というのは当然必要になつてくると思うんですが、どの程度の予算を、追加予算というものを考えておられるのでしょうか。

○与謝野国務大臣 ただいま申し上げました二兆というものは、幾つか前提がございます。それは、現在は、保証協会が保証料の六、保証公庫が保証料の四をとりますが、逆に、代位弁済をしますと、

最終的には保証協会が二、保証公庫が八負担することになつております。したがいまして、最終的な姿としては、事故の二〇%を保証協会が負担をして、なおかつ保証公庫が八〇%を負担する、そういう仕組みになつております。この仕組みは今回も残します。

二十兆ということを申し上げましたのは、私どもは大体二千億の中小企業予算を要求し、これを各県の保証協会に県を通じて注入いたしたい。そして、仮にそれが全部事故に遭つたといたしますと、保証公庫には今後その都度必要に応じて資金を投入していかなければいけない。マキシマムそれは八千億でございまして、二千億足す八千億ということがあります。最後の最後にはなるんだろうと思つております。

そこで、事故率、通常ですと二・九%ぐらいを想定して物事をやつております。実績も二%を実は割っておりますが、今回は、仮に事故率を一〇%まで上げる、そして事故が起きたけれども最後にはその半分ぐらゐが回収できたということになりますと、総保証額の五%が最終的には返つてこなといいう仮に計算をいたしますと、二・九兆の五%ですから一兆円、一兆円を八対二で分けますと、八千億が保証公庫、二千億が保証協会といふことです。したがいまして、予算の要求の規模は二千億といふことになります。

ただ、事故率とか回収率というのではなくて想定した数字でございますから、計算の前提に使つた仮置きの数字だ、そのように御理解をいただければと思つております。

○岡田委員 今、政府の方から政府の法案についての基本的な考え方の御説明があつたわけですが、鈴木議員の方にちょっとお聞きをしたいと思います。

今回の政府案の中で提案されております無担保保険と特別小口保険の限度額の引き上げにつきま

して、野党案の方にはその旨の規定がないように思いますが、基本的にこのことについてどういうふうに考えておられるのか、確認をしておきたいと思います。

○鈴木(淑)議員 私どもの案は御承知のように、貸し渋り対策として、政府案と同じような今の中企業保険の枠組みでの増強と並んで、破綻金融機関の借り手で他行にシフトできない借り手を支援するための特別の枠組みと、二つ入っているわけございます。その特別の枠組みの方では、岡田委員御承知のように、融資限度額を思い切って三億円という非常に高いところに置いているわけでございますが、從来からあります中小企業保険の枠組みについては、特別の言及をしていないと

いうのは御指摘のとおりでございます。

これについては、私は、政府案が若干引き上げたというのは一步前進だなというふうに思っております。そのことについて修正するという考え方、あるいは将来もっと引き上げなきやいかぬのじやないか、我々は別途三億円という枠も頭に入れておるわけですから、貸し渋りの場合もう少し引き上げなきやいけないかもしれないということは、大いに野党三会派の中で議論すべき課題だと思います。岡田委員、それじや、鈴木議員に質問したいと思いますが、野党案の中で、貸し渋り対策としての部分と、それからもう一つは金融破綻関連保険の新設という部分と二つから成り立つておるわけですが、その範囲のものが、第一分類、第二分類、第三分類、第四分類と二つある中で、すべてを対象にするというふうにお考えなんでしょうか。

○鈴木(淑)議員 岡田委員御存じだとございますけれども、私ども野党三会派の案では、金融機関が破綻した場合に、通常は法的手続で整理に入していく、特別の場合として公的管理がありますが。そななりますと当然、第三分類、それから

第四分類がもしあれば、これは、私どものいわゆる日本版RTC、整理回収機構ですね、こちらへ回るわけございます。したがつて、残りの第一分類、第二分類の中で、自分の力で他行へシフトできない借り手というのがこの制度の対象になつてまいります。

分類が正しければ、常識的に考えて、そういう借り手というのは第二分類の中にいるんだろうというふうに思いますけれども、しかし、分類が必要も正しくないということで、第一分類の中にも自力で他行にシフトできないところかければ、当然この私どもの法律の対象となりまして信用保証が受けられる、こういう仕掛けになつております。

○岡田委員 今の御説明ではありますが、野党の出している金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案で、我々は、第八条による金融整理管財人による管理と、それから公的管理という、二つのスキームを用意しているわけであります。しかし、この二つのいずれにも乗らない場合というのは当然考えられるわけですね。

例え八条で、金融整理管財人による管理というのは、八条の一項の一号、二号、特に二号に「その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該金融機関が業務を行つてゐる地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。」こうい

うことでありますから、特別管理はもちろん非常などの範囲の債権というものが対象になり得るのか。破綻した金融機関が持つておる貸し付け、その中のどの範囲のものが、第一分類、第二分類、第三分類、第四分類と二つある中で、すべてを対象にするというふうにお考えなんでしょうか。

○鈴木(淑)議員 岡田委員御存じだと思いますが、それがありますけれども、私ども野党三会派の案では、金

入つてまいりますから、破産法あるいは会社更生法の場合と似た形で、当然、第三分類、第四分類の回収が始まる形になつておるというふうに思います。

私どものこの法律の方では、ごらんいただいて

いると思いますけれども、「債務者の業務及び財産の状況並びに当該債務に係る担保の状況等に照らし、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権に係るもの」というふうになつております。これは、第三、第四はこれには入つてこない、通常は第二分類、そして万一第一分類の中にそういうものが入つていれば、というこ

とになります。

ですから、岡田委員御懸念の第三、第四というのでは、むしろ我々三会派で出している法的手続の中で、通常の破産手続の中で回収されていく。私は、それは日本版RTCの方へ回るというふうに理解しておりますが。

○岡田委員 あらかじめ通告してありませんでしたのでこの辺にしたいと思いますが、いずれにし

ても、この八条にも乗つからないようなケースについて、それではだれか、第二分類、第四分類である、あるいは第二分類であるということを判断するのか。これは信用保証協会がするのか、ほかにどういう手順があるのかというところがちょっとよくわからないんですけど、御説明いただけますでしょうか。

○鈴木(淑)議員 信用保証協会へ行く前の段階で、我々の法案、この法案じゃなくて四法案の中の一つで今ごらんになつておるものでありますけれども、それによれば、金融再生委員会が決めた基準、そして金融再生委員会が選任した金融整理管財人等によつて分類が行われて、日本版RTCへの引き渡しと、受け皿銀行があればそちらへ行く分というのが分かれてくるというふうに理解しております。

○岡田委員 では次に参りますが、この野党案では五兆円の出資ということを想定されているわけ

が、その場合も私どもの野党案では法的な手続にあります。そこで、この五兆円の出資によつてどの程

度の信用が新たに供与されるというふうにお考

えなのか、お聞きをしたいと思います。

○鈴木(淑)議員 今の御質問にお答えする前に、一つつけ加えなければいけなかつたのは、御存じ

だと思いますが、第六条の二項で、信用保証協会が行う前項の資産の査定とは、金融再生委員会規則で定める基準に従い、回収不能となる危険性ま

たは価値の毀損の危険性に応じてその有する債権その他の資産を区分する、こういうことが明確に書かれておりますから、そこで岡田委員御心配のような第三分類、第四分類は排除されていくとい

うふうに思います。

次に、信用保証協会の保証でどれだけの信用が破綻金融機関の借り入れ企業につくだろうかと

ここでございますが、先ほど最初の御質問のときにも申し上げましたように、自己資本比率の計算に当たつて、信用保証協会の保証がついている貸し出しというのはリスクレシオが下がります

で、通常の貸し出しよりも自己資本比率を下げないという効果があります。今の貸し渋りの中にあつても、最初に申しましたように、単に資本が足りなくて貸し渋りをしているだけじゃなくて、効率的な融資構造へのリストラをしようと思つて貸し渋りをしているという側面もありますので、普通は、保証がつけば、これは融資構造のリストラに資するものとして融資がつくというふうに思

りますが。

○岡田委員 ちょっと今の点は、野党の提案ですので、野党間でもう少し詰めなければいけないかもしれませんというふうに申し上げておきたいと思います。

それから、野党案では平成十三年の三月三十一日までに金融破綻関連保険業務を廃止するということにしておるわけでありますが、ということは、平成十三年三月三十一日までに新たな融資先を見つけるということになると思うのですが、これが果たして現実的なのか。平成十三年にこの特別の制度を廃止したときに大きな混乱が起らなければ、そこが非常に気になるところであります。

三  
第一類第九号(附属の一) 商工委員会金融安定化に関する特別委員会連合審査会議録第一号 平成十年九月十八日

どういうふうにお考えでしようか。

○鈴木(淑)議員 御指摘のよう、平成十三年三月三十日までにと書いてあります、ここでこの法案がエクスペイアするわけではなくて、ちゃんといただいておわかりのように、見直し規定になつてゐるわけですね。廃止を含めて見直すと書いてある。これは、一緒に出している野党三会派の法案が同じ時期までの限界になつてゐるわけあります。金融再生委員会にしても、ですから、それと平仄を合わせる意味でここで見直し規定を入れたわけです。

だから、この二〇〇一年三月時点で見直して、全体のバランスを考え、もう少し続ける必要があらば続けるし、全部一体のもので、ここでもう打ち切りだという判断であればここで廃止、そういう規定でございます。

○岡田委員 ここは一つの物事を裏から見るか表から見るかということのかもしれません、もちろんこういう対策ができるところで多くの中小企業が救済されるとは間違ございませんが、しかし同時に、それは第二分類を中心だとしてもかなり問題のある債務者が含まれていることもまた事実であります。問題のある銀行を平成十三年まで整理してしまうという、そちらの方はよくわかるのですが、そこでむしろ問題のある借り手というものをどういうふうにソフトランディングさせていくのか。

平成十三年で全部切つてしまふということになるとこれは大きな混乱を招くわけですし、しかし、そこでそうしないということになりますとこれはいつまでも、今ある第二分類の中での不良債権といふのを国が全面的に抱え込んでずっといくといふことになりかねないわけで、かつての震災手形のような、そんな感じもしないわけではないわけですが、そのところはどのように考え方を整理されているのでしょうか。

○鈴木(淑)議員 岡田委員御指摘の点はまさに悩ましいところでございまして、岡田委員もお聞き及びかもしませんが、私ども野党三会派の実務

者レベルの協議のときに大きな問題になり、議論をしたポイントの一つでございます。

当初私どもは、この法案についてはこの見直し規定を外しておきました。しかし、逆に、するするといつまでもやつてはいかぬのじやないか、他の法案とワンセットになつていて以上、ここで廃止する時限立法にしてはどうか、こういう意見もありました。三党協議を重ねました結果、これは両方の可能性を含んだ見直し規定にしようと、そして、

今岡田委員御指摘のように、するする不良債権みたいな形で持続することは防がなければいけないが、さりとて信用保証という事柄の性格上、そんなばんと切れるものじやないという側面も同時に考慮しようというので、最終的にこういう形になつた次第であります。

○岡田委員 通産大臣にお聞きしますが、先ほど鈴木議員の方からは、政府案の限度額の引き上げについて野党としてももちろんこれは反対するものではなくて、そういう意味では、野党法案となつた次第であります。

○岡田委員 通産大臣にお聞きしますが、先ほど私は考え方としては非常にすぐれたものがあるとういうふうに思つております。かつ、今回の通産省、政府提案のものだけでは大きな金融機関が破綻するという事態には対応できないことは明らかであります。

○与謝野国務大臣 議員立法についてとやかく言ふことは差し控えたいと私は思つておりますけれども、ぱっと見たところ、私どもがやっておりま

どうかということは、やはり検討する必要があるのではないか。私は個人的にはそう思つております。

また、この案を推進していくと限りない財政出動が要請されてしまうのではないかなどいう心配をしておりますが、実は余りよく詳細な検討はしておりませんので、ぱっと見たところそういう感じがするという、印象だけ申し上げました。

○岡田委員 野党が中でよく議論をし検討して出てきたものでありますし、非常に重要な中身を含んでおると思つますので、ぱっと見たところで

しておきます。

○岡田委員 鈴木議員の方は、今私がいろいろ

野党ではありませんが、少し気になるところを指摘したわけですが、何か御感想ござりますか。

○鈴木(淑)議員 二つ申し上げたいと思いますが、

野党ではありませんが、モラルハザードが発生するのではないか、これも野党三会派の実務者レ

ベルで相当突っ込んだ議論をしました。

現在七〇%、八〇%の二つの制度が原則になつております。例外的に九〇、じやこれは九五にす

るかという議論もあつたのでござりますが、現下

の厳しい情勢そして破綻金融機関の借り手保護、

この要請から考えて、あえてモラルハザードの危

険性を冒してでも一〇〇%再保険にして、各地の

五十二の信用保証協会が一生懸命これに取り組ん

でくれるようによつよといたずらにこれを出し

ておりますが、岡田委員も御指摘のようにもし

この考え方方に政府・自民党さんも乗つて一緒に考

えようということであれば、ここももう一回議論

し直す余地のある大きな論点だと思います。

それからもう一つは、与謝野大臣の岡田委員の

質問に対するお答えの中で、こういう信用保証と

堅企業という概念を使っておられますので、どこ

まで広がつていくのかがよくわからないという点

が一つ。

もう一つは、いわば今岡田先生が問題にされて

おられましたように、第二分類、第三分類、第四分

類と分けたときに、第二分類も公的なものに移動

するということについて果たして問題がないのか

が一つ。

もう一つは、いわば今岡田先生が問題にされておられましたように、第二分類、第三分類、第四分類と分けたときに、第二分類も公的なものに移動するということについて果たして問題がないのか

が一つ。

政府案はブリッジバンクでございます。ブリッジバンクでよそへ行けない借り手を抱え込んでいます。私はそれよりも、金融再生委員会

で決めた厳しい基準で、しかし一〇〇%の再保険というバックアップがあつて、各地の信用保証協会が審査して信用保証していく方が、プリッジバンクで丸抱えしていくよりは公的資金の投入額は少なくて済むというふうに思うんですね。

プリッジバンク側の方が、ずるずる、自分の力ではよそへ行けない借り手企業を全部抱え込むわけですから。しかも受け皿銀行がない場合なんかはるかに公的資金がするずっと入つていって、不良債権を公的資金で抱え込むようになる可能性は高いというふうに私は思います。ぜひ、政府・自民党におかれましては、私どものこの部分と対比すべきはプリッジバンク構想なんだということを忘れないようにして、対比して考えていただきたい。

それからもう一つ、行政コストが違うと思うんですね。プリッジバンクの方は、やはり新しい機関をつくつていこうということですから、一定の行政コストがかかります。私どもは、既に存在しているインフラ、すなわち中小企業信用保険公庫と全国に五十二ある信用保証協会を使おうということですから、これは行政コストははるかに低いんですね。

そこで、中小企業全体を貫く、あらゆる業種

を貫く問題として最も重要なのは、やはり中小企業に対する資金の供与と申しますか、中小企業の金融の問題は従来から中小企業庁の最も重要な政策でございました。これは、国民金融公庫、中小企業金融公庫あるいは商工中金を通じまして、必要な資金が中小企業に供与されるよう十分やつてきたりつもりでございますし、また、無保証無担保の融資も、あれは昭和四十年代の後半に導入されましたが、その限度額も今まで何回か上げてまいりました。

○岡田委員 時間も参りました。最後に通産大臣に一言お聞きしておきたいと思いますが、中小企

業政策とそれから中小企業に対する金融政策ですね、特に信用保証制度というものを中小企業政策の中どのように位置づけておられるのかということを、通産大臣のお考えを聞かせていただきました。

御案内のように、我々の野党の案では、信用保

証協会に関する事項については中小企業庁設置法

から落としておりまして、基本的には再生委員会

に一元化をするという考え方でいるわけでござい

ます。

基本的に金融に関することは金融再生委員

会に一元化をするという、一貫してそういうこと

を申し上げておるわけであります。

○大口委員 他方で、この

信用保証制度というものが中小企業政策として

非常に重要な位置づけを持っているということ

も事実ではあると思いますので、これについての

基本的な考え方というものをお聞かせいただけれ

ばと思います。

○与謝野国務大臣 まず、先生御承知のように、

一口に中小企業と申しましても非常に業種がたく

さんございまして、どういうとらえ方をするかと

いうのは非常に難しいわけでございます。しかし、

中小企業庁が今までやってまいりました中小企業

政策というのは、例え商店街の対策とか、ある

いは中小企業の立地問題とか環境問題とか、いろ

いろなセクターごとに持つてある問題に対応して

きたわけです。

その中で、中小企業全体を貫く、あらゆる業種

を貫く問題として最も重要なのは、やはり中小企

業に対する資金の供与と申しますか、中小企業の

金融の問題は従来から中小企業庁の最も重要な政

策でございました。

これは、国民金融公庫、中小企

業金融公庫あるいは商工中金を通じまして、必要

な資金が中小企業に供与されるよう十分やつて

きたりつもりでござりますし、また、無保証無担保

の融資も、あれは昭和四十年代の後半に導入され

たんですが、その限度額も今まで何回か上げてま

いました。

○岡田委員 中小企業の業種ごとの持つてある個別の問題、

また中小企業全体を貫く問題、こう二つ分けてま

りますと、やはり中小企業全体を貫く問題とし

ては金融の問題が私は多分最大の問題なんだろう

と思っております。

○岡田委員 終わります。

○古賀委員長 大口善徳君。

○大口委員 平和・改革を代表いたしまして、質

問をさせていただきます。

まず、八月二十八日の中小企業等貸し済り対策大綱によつて、二十兆円の特別の保証制度、これが創設されるということになりました。そして、予算の手当てとして、信用保証協会に国から全額補助の二千億、中小企業信用保証公庫の財政基盤強化ということで八千億、これが出されるということ

大臣の答弁がございました。

その一兆円を確保する根拠として、事故率を大体一〇%ぐらいにしよう、今まで二〇%弱であつたものを一〇%ぐらいにしようということです。そして、そのうち求償等を考えると五%ぐらいでいいんじやないかということで、二十兆の五%といふことで一兆円、こういう計算でございました。

しかしながら、今こういう厳しい状況でございまますので、求償ということとそこで確保できるか、回収できるかなど、私は非常に厳しいんじゃないかなということで、この二千億、そして八千億というのでは額として足らないんじやないかな、こういうふうに考えるわけですが、いかがでござりますか。

○与謝野国務大臣 先ほど岡田委員にもお答えいたのですが、あくまで仮置きの数字としてやつたのでございますけれども、従来の保証協会の事故率というのは一・五%、最近でも一・七%とか、そういう二・二%弱の事故率でござりますから、一〇%の事故率というのは非常に大胆な想定でございまして、本当にそこまでのことができるかどうかという実務的な問題ももちろんございます。

ただ、従来の実績からして、代位弁済をした後、まず約半分は回収できるだろう、そういう想定のもとで計算しておりますが、確かに厳しい状況の中、貸し倒れの中から五〇%を回収できるかどうかということは、これは確定的には申し上げられない。先生が御指摘のように、非常に厳しい状況にあるので、回収率五割というのは、仮に先

生が無理な数字だとおっしゃるのであれば、そう

いう無理だというふうに考えることも正しい側面

を持つておりますし、また我々も、計算上回収率

をちゃんとすることを

あります。

○岡田委員 もございます。

○古賀委員長 もございます。

○大口委員 それで、見込み通りの場合は予算措置をさらにすることをいいですか。そこ

をちょっとと答えてください。

○与謝野国務大臣 したがいまして、事故が発生

し、代位弁済をし、回収を行つて、最後の最後まで

実際はお金が返つてこない、その場合には、やは

り予算措置をして例えば保証公庫の穴埋め等はせ

ざるを得ない、それはもう当然の話だろうと。そ

れはその都度手当していくというふうに考えて

いく方が合理的かなと思つております。

○大口委員 そして、事故率を一〇%といふふ

などころに持つていて、そこまで制度設計の段階

で考えるということです、審査の基準、これは

相当緩やかになつてくるのじやないか、非常に保

証を受けやすくなつてくるのじやないか。また、

そうでなければ貸し済りがここで防止できないで

すから、そこら辺の審査基準の変わり方といいま

すが、それはどうなのでしょう。

○与謝野国務大臣 実際は保証協会も窓口が審査

をいたしますから、窓口の方が審査というものを

親切親身にやるかどうかという、その審査態度に

もかかつております。各県の保証協会の職員の方

も大変まじめな方が多いので、いきなり緩めると

言つても、そうは簡単に物事、考え方といふのは

なかなか転換できない。むしろ、貸し済りの次に

は保証済りなどという言葉が生まれてくる可能性

もございまして、そういうことはあらかじめ十分

注意をしながらやらなければいけない。

一つは、先般、全国の保証協会の会長に東京に

お集まりいただき、こういう制度の概要につい

て御説明をさせていただき、そして制度の趣旨も

よくおわかりいただけたわけございます。

今後は、そういう保証協会の方々が、内部にお

いて、また県と御相談しながら、保証協会の運営

についてそれぞれ各県ごとに御相談になると思ひますけれども、中小企業庁でも、ある種の保証行為を行うときの新制度のもとにおける手引と申しますが、物を考えるためのガイドラインと申しますか、そういうものを目下作成中でございますので、それができましたら、各県と御相談しながら各県にお渡しする、そういうことになる。

額は用意したけれども実際には保証は行われないということは避けなければならないということをおが先生の御指摘であれば、それはまさにその通りだと私は考えております。

○大口委員 やはりネットは、てん補率ですね。

保険のてん補率が八〇%、二〇%は信用保証協会の方が負担しなければいけない、こうなつておるのですね。そのことを思うと、緩めようと思つてもやはりその二〇%の負担というのがあるということことで、これは地方のレベルの要望として、このてん補率八〇%をこの際もとアップしてほしい、こういう要望が非常に強いわけあります。

野党案というのはそういうことも意識されていると思うのですが、その点についていかがでござい

○鴨田政府委員 私どもが十月一日をめどに発足をおきましては、一つは、今大臣からもお話し申し上げましたが、保証協会が窓口を含めて保証済りといやしくも言われないような、そういうた中

小企業者の立場に立った保証実行がなされるよう

にしたいという点で、その点で一番大きいのは、新しく、二千億とか大臣申し上げていますが、ニーマネーについては信用保証協会の既存の基

金とは別にスペシャルアカウントをつくりまし

て、そちらにお金を用意するということで、このお金を使いに、実際に赤字になつた場合、代位弁

済をした場合にはどんどん使つていただくということである意味で後顧の憂いなく保証ができるようにしようというのが一点でございます。

それからもう一点、てん補率の話につきましては、そういったスペシャルアカウントで制度を組

んでおりますので、実質的には保証協会としては従来とは全く違つた保証態度がとり得ることになりますが、物を考えるためのガイドラインと申しますか、モラルハザードの問題とかいろいろ出てまいりますので、この点については、二〇パー、八〇パーといふ協会と公庫の関係というのは維持をさせていただいております。

○大口委員 ただ、その二千億で果たして緩むのか確かに効果はあるでしょう。ただ、やはりてん補率もアップすることの方が私は効果は非常に高い、こういうよう思います。

損失を二千億でカバーできる場合はいいですか。確かに効果はあるでしょう。ただ、やはりてん補率もアップすることの方があつてもいいのじやないか、こう思つのですが、大臣、いかがですか。

○与謝野国務大臣 これはいろいろな考え方があるって、例えば一〇〇%に仮にしたとしますと、保証協会は事実上審査をしなくて保証をするといふことも可能になるという点で、いろいろな方がモラルハザードという言葉を使っておられるのだろうと思ひます。ですから、一〇〇%保証公庫が面倒を見てくれるということは、いわば親方日の丸的な融資態度になりますから、それは避けなければならぬ。二対八というの、まあ私はいい

数字なのではないかと思つております。

保証をしましたときに受け取る保証料というの

がございますが、約一%のものですが、それをどういうふうに分けているかというと、六を保証協会が取つて、四を公庫が取つております。そういう取り分からいとも、もう既に二対八というの

はその取り分を逆転しているわけですから、これ以上逆転させるというのはいかがなものかなと

思つております。やはり保険という名に値する公庫のあり方というのは大事だろうと私は思つて

おります。

○大口委員 次に、野党案についてお伺いします。

今、この貸し済り対策ということでいいますと、野党の方は、信用保証協会に三千億、そして信用保証公庫に一兆円といふことで、一兆三千億。これは政府の一兆円と比べますと大きな額になるわけですね。そういう点で、私は思い切つた案であると思います。その一兆三千億は、新たな保証規模を新たに確保するということでしょうから、どうぞいを想定されてこの一兆円、そして三千億という計算になつておるのでしょうか。

○鈴木(淑)議員 わかりやすい形で、政府案との対比で申し上げますと、今大口委員御指摘のように、政府案の二千億円に相当するのが三千億円、八千億円に相当するのが一兆円でござりますから、同じ前提、事故率一〇%、最終回収が五%で計算いたしますと、政府の二十兆円規模に対してもこちらは三十兆円規模になるということをございます。

それで、私はいざれにしましても、私どもの方が大きいぞといつて、だからいいんだ、いいんだと言うつもりはなくて、大口委員御指摘のよう、ひょっとしてこれ足りなくなるかもしれないねという懸念が十分あるわけでございますね。そうしたら、ひとつと野党協議して柔軟に対応しようよ

ういうことで、この点については、本当に両者相矛盾するわけではないのであって、十分話し合いの上で、できれば一本化するべきだし、また将来必要になつたら改正して追加していくということは十分行はれていいと思っております。

○大口委員 それから、この貸し済りの方のてん補率、保険のてん補率ですけれども、大臣の方は二対八がいいいやないかというお話をござりますが、例えば九対一とかといふものも考えられるわけですね。そこ辺についてどうお考えでしようか。

○鈴木(淑)議員 先ほどもお答えいたしましたように、てん補率一〇〇%だとモラルハザードが発生して、信用保証協会が審査もしないでばんばんやるんじやないか、先ほど大臣も、ちょっとそ

うに、てん補率はもう少しアップをしてあげた方が保証をつけやすい、これはもう現場の感覚であります。そういう点で、野党三分派のこの思い切つた、一〇〇%とするかどうかはともかくとして、こういう発想は大事であり、ここはしっかりと与野党で議論して、できればこの現状よりアップする方向で合意をしていただきたいな、こういうふうに思つております。

それから今、岡田委員の方からも、借り手の分類基準といいますか、これは金融再生委員会で定める、こういうことであるわけですねけれども、第二分類というのはその中に入る。ただ、第二分類、

これは正しく査定をすることが前提なわけでしょうけれども、今議論されているものは、その第二分類の中にも第一に近いものから非常に第三に近いものまであるわけですね。そこを絞るのか絞らないのか、そこら辺についていかがでしょ。

○鈴木(淑)議員 先ほどもお答えいたしましたように、第一分類の中にも第二分類までのものは十分入っている、第二分類の中に第三分類に行かぬきやおかしいんじやないかというのも入っていとりますから、この金融再生委員会で決めた規則に従つて、さつきも読み上げましたように、リスクが通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権に係るもの、そういうことで厳正に審査をしてもらいたいというふうに考えております。

平均的な形としては、正しい意味の第二分類が中心になるはずだと思うのですね。正しい意味の第一分類は自力でかなりの部分はシフトできるはずですし、正しい意味の第三、第四は整理回収機構の方へ回らなければおかしいわけですから、我々は、第二分類中心で、第二分類の相当な部分が仮にここへ来ても受けられるような規模の信用保証能力を考えつもりでございます。

○大口委員 そうするとまた、今回の、保険公庫において中堅企業というものも対象にするということで、中堅企業 資本金一億円超から五億円以下、これが入るわけですね。そういう場合に、保険公庫の中に区分経理をするかどうかという問題が一つあります。そして、区分経理をしないとしたならば、中小企業の枠に中堅企業、額が大きくなりますから食い込んでくるということで、中小企業団体等の心配というものもあります。本来の我々の枠が圧迫されるんじやないか、そういうことについて、いかがでございますか。

○鈴木(淑)議員 大口委員もう一分御存じかと思いますが、法案をお読みいただきますと、破綻関連の保険制度は別区分をいたしますが、その中で、中小と中堅の区分はしていないわけですね。です

から、御懸念のような中堅に対する保証が中小の保証を圧迫するということは、心配される方がおられるというのはよく事情がわかります。

ただ、大口委員御承知のように、この我々が考えている枠、保証能力は物すごく大きいわけです。五兆円出資するということは、これはきついて事故率で計算しまして、仮に一〇%が回収できなくなるとしても、十倍の五十兆円の能力を持つてしまします。自己査定ではありますが、三月末の第二分類の額というのは、大銀行で四十五兆円、全国銀行で六十五兆円、それから信用組合等全部入れたって八十兆円でございますので、五十兆円の保証能力というのはべらばに大きなもので、実際はそんなに要らないのだと思います。

ですから、私は、そういうふうなことを懸念される中小企業の方のお気持ちはわかりますけれども、枠が、保証能力が大変大きいので、どうぞ御安心くださいと申し上げたいと思います。

○大口委員 そういう中で、中堅企業について保証限度は三億、こういうことであります、中堅企業がその三億で十分なのか、こういうことが一つあると思います。これは齊藤先生、この前からなげたが違うんじやないかという点がどうなのか

○鈴木(淑)議員 そういうこと、あと、今回金融破綻関連保険準備基金に五兆円以上、五兆円以上という額になつていいわけですから、大体どれぐらいの額を想定されているのか、お伺いしたいと思います。

○鈴木(淑)議員 御指摘の問題は、これもや悩ましいところがございまして、大銀行が破綻したときに、借り入れをシフトできなくなる企業の借り入れの額というのは三億円なんといふものじやないぞ、十億円あるいは何十億円だぞという議論が一方にあるわけですね。斎藤精一郎先生なんかはそういうことを言っています。しかし、他方では、こういう形で保証していくなら、ここに不良債権がどんどん紛れ込んではせぬか、甘くなり過ぎはしないかという心配もあるわけですね。そ

両方をにらんだ上で、とりあえず三億円という限度を置いたわけです。

だけれども、資本金五億円の企業にとって三億円というのは小さいなという議論、当然ございました。しかし、逆に、これは十億円とかいつて大きくなりはしないか、先ほどから少し出しているそういう懸念の方が逆にふえてまいります。ここについても、とにかく制度をスタートさせてみて、これから金融危機がどれだけ激しくなるか、その辺をにらみながら、実情を反映させる形で必要ならば改正するということも十分考えられるポイントだと思っております。

○大口委員 あと、五兆円以上というのはどれくらいかですね。

○鈴木(淑)議員 失礼いたしました。

五兆円以上と言つているときに、我々実務者レベルで考へていたのは、政府の金融安定化緊急措置法、十三兆円、あれは私どもは反対をしておりません、あの資金をもつと効率的に使つて金融危機対策を講ずるとしたらこういう信用保証の強化だなと言つっていましたのですから、頭には皆さぬ十三兆円があつたのですから、頭には皆さぬ十三兆円といふことですね。しかし、そんなに要らないねといふこと、五兆円でも十二分だろ

うといふので五兆円と置いたのですが、しかし、頭には十三兆円がありました、それは本当に緊急事態になつてきたらもつと要るのかなといつことで、十三兆円とか十三兆円とか入れるのはちょっと大き過ぎると思ったのですから、五兆円、ただし、超ということで、将来必要ならふやしていく余地を残したわけでございます。

○大口委員 最後に、野党の方は中堅企業ということについてカバーをしているわけですが、それでは政府の方で、金融が破綻した、その金融機関が清算をして、そしてその場合の中堅企業の救済

金融機関が今後抜本的に不良債権処理を図る過程で、経営困難に陥る金融機関が出てくることが予想されるわけでございまして、こうした場合においても、預金者保護及び金融システムの安定性確保、さらには、今先生が言わされました中堅企業への資金供与を含めまして、善意かつ健全な借り手に対する適切な配慮に万全を期す必要があるわけ

でございます。

その意味で、ブリッジバンク制度は、金融機関の破綻に際しまして、民間の引受金融機関が登場しない場合でも金融システムの安定と預金者保護を確保し、また迅速に金融の危機管理が行える体制を整備して万全を期すとともに、民間の引受金融機関が登場しないために、その中堅企業も含めまして、善意かつ健全でありながら新たな取引銀行を見出せない借り手の対策に資する体制を整備するものでございまして、ぜひともこのブリッジバンク制度の導入が必要であると考えておる次第でございます。

○大口委員 ブリッジバンクでない場合に清算の場合はどうなのかと聞いたわけでございますが、どうもありがとうございます。

○古賀委員長 西川太一郎君。  
○西川(太)委員 きょうは各党の御理解で連合審査が持たれましたことを、院に所属する一人として大変喜んでおります。

そこで、対三党に、提出者にお尋ねをいたしましたが、そこで、対三党に、提出者にお尋ねをいたしましたけれども、まず、九月二日に私は金融特の場で、本年三月、二十一行に対して二兆七千億の資本注入を行つたけれども、結果的にそれが貸し済りの対策としては効果がなかったのじやないかということを大蔵大臣にお尋ねをいたしましたところ、大蔵大臣は、金融機関は自己防衛的になつてゐる、将来有望な客を育てようという気概が全く感じられない、銀行の貸し済りに不快感を示されて、三月の銀行に対する資本注入で資本率があえれば貸出能力が増すはずだと言つてましたが、そうはならなかつた、期待された影響は今

日まで見られない、こういうふうにおっしゃったわけであります。そして、平和・改革の中野清議員の質問に対しても同趣旨の、もつと今度はわかりやすく、よい担保をとつて金を貰うのなら、時計をとつて金を貰う質屋と一緒にだというような答弁をされたわけでございます。

私どもは、そうなりますと、今までの政府の政策を貸し済り対策としては変えるべきではないかと思つたところ、本案が出てきたということで、これは時宜にかなつたものだというふうに思うわけでございますけれども、ただ、私なりに、これは皆さんにお配りすればよかつたのですけれども、きのう明け方まで起きていたものですから、ちょっととそこまで頭が回らなかつたのですが、政府案と、野党というか三党案の違いを一覧表にしてみたのです。

貸し済り対策に限つてみても、例えば予算額について、信用保証協会に三千億補助する、これを法案に野党案は明記してありますし、中小企業信用保険公庫に一兆円の出資をするということも明記してあります。一方政府案については、与謝野通産大臣が私の質問にお答えをいただきました。その違いを、政府の方としては初めの部分は二千億、後の部分は八千億ぐらいになるだろうという御趣旨の御答弁をいただいておりますから、大した違はないといえないので、それとも、そこで引つ込むわけにもいかないので、鈴木提出者に伺うのです。

まず、基本的な部分でございますけれども、貸し済り対策としての効果は、今のような違いもありますが、それ以外に政府案と野党三党案ではどう違うのか、はつきり言えどつちか効果があるのかと、ということをお尋ねしたいのでございます。

○鈴木(淑)議員 宮澤大蔵大臣の御答弁を引用されましたように、私も、貸し済りの原因というのは単純に資金が足りないからではない、先ほど申し上げたわけでございます。融資構造をリストラして、自己資本収益率、ROEを上げてピッグバンに備えるのだという経営者の必死の努力の

あらわれでもあるわけですから、質屋の例を引いてああいう失礼なことを言うというのはいかがなものかと思っております。

そういう意味で、この信用保証協会の保証をつけるというのは、自己資本比率の面でもROEの面でも大変すぐれた貸し済り対策になるというふうに思います。自己資本比率の面では、信用保証がつきますとリスクレシオが下がりますので、自己資本比率を計算するときの貸し出しレートが下がるのですね。だから、自己資本比率が高目にいうことは安全な融资という意味になりますから、これにも資する。

だから、これは非常にいい貸し済り対策で、我法案と野党案は明記してありますし、中小企業信用保険公庫に一兆円の出資をするということも明記してあります。一方政府案については、与謝野通産大臣が私の質問にお答えをいただきました。その違いを、政府の方としては初めの部分は二千億、後の部分は八千億ぐらいになるだろうという御趣旨の御答弁をいただいておりますから、大した違はないといえないので、それとも、そこで引つ込むわけにもいかないので、鈴木提出者に伺うのです。

証協会のところに三千億、そして保険公庫に一兆円を入れますと、全体で、政府と同じ仮定を置いて計算しますと、三十兆円の保証能力拡大になります。政府の方はそれが二千億、八千億だものですから、同じ仮定で計算して二十兆円になるわけ

れば、これは一番いいことだと思っております。

○西川(太)委員 よくわかりました。

それで、先ほど大口先生がお尋ねになつたこと

とダブりますが、破綻金融機関対策として、プリッジバンクを使うよりも三党案の方が行政コストが少なくなる利点があるというふうに考えます

し、また、政府案のように公的アリッジバンクによる融資継続についての問題点というのはいろいろあると思うのですね。そこら辺について鈴木先生に伺つて、その後政府に質問をしたいと思います。

○鈴木(淑)議員 御指摘のとおり、まず行政コストにつきましては、私どもの案、そして政府・自民

党さんの案としてここへ出ている案は、既に存在しているインフラ、すなわち中小企業信用保険公庫と、全国に五十二あります信用保証協会を使

うわけでございます。新たな行政システムをつく

るわけではありません。そして、そこにはもう

ベテランの専門的な職員がいるわけでございま

す。そういう意味では、行政コストは安い。

これに対して、アリッジバンク方式でいくと

いうと、プリッジバンクという新たな組織をつくる、そこにまた新たに人を連れてくる、まあ、そ

の人は本当に審査能力があるのかしら、それを訓練するためにはまたさらに行政コストがかかる。もう明らかに、行政コストはこの方式、信用

保証の方式の方が低いというふうに思います。

それから、プリッジバンクの問題点は、アリッジバンクに破綻金融機関、それも、御承知のよう

に受け皿銀行が手を挙げない場合があるのです

よ。受け皿銀行がない、何か欠陥があるので

しょう、それをアリッジバンクが引き取る。そし

て、自分の力ではよそへ移れない借り手企業をア

リッジバンクで抱えるわけですね。

そうしますと、受け皿銀行が手を挙げないほど

何か問題のある銀行、それに自分の力ではよそへ

移れない借り手、これを全部抱え込んでいくわけ

ですから、アリッジバンクというのは、悪く言ひ

ますと、そういう問題企業の吹きだまりになる。

そして、その不良債権に対し、もうツーカーで公的資金を入れていくわけですね。公的資金での不良債権をキープしていく。そして、問題企業がますます悪くなつていけば、それがつぶれないよう一生懸命のメンツにかけて抱えちゃうわけですから、これも相当に効率の悪い、不良債権の拡大、公的資金の拡大を伴うやり方だと思いま

す。

信用保証協会できちつと我々の金融再生委員会の基準に従つてやる方が、これはもう今言つたよ

うな懸念はなくなると思っております。

○西川(太)委員 通産大臣にまとめて二点お伺いいたします。

一点は、金融特で私に直接御答弁いただきまし

た、例の法案には明記されていない出資や補助金の額でございますけれども、あのとき二千億の八千億とおっしゃいました。今もその線だ、こうい

うことであれば、それが一つ。

それからもう一点は、いろいろ私なりに、また

いろいろな専門家の知恵もかりながら研究しま

たところ、政府案に欠けているものは、破綻金融機関の融資先対策がないですね。

今いろいろ折衝過程ではあるけれども、しかしこれは、運用の妙を得て補つていくとか何か知

恵を出さないと、今の鈴木議員のお話のとおり、引き取り手がないような形になる。用途はあれど

しても、仮に、もちろんそれも含んでと、いうことでもいいのですが、破綻した金融機関の融資先

これをどういうふうに面倒を見ていくのか。政府

案にはそれがないというふうに私は思つのですけれども、この点についての通産大臣の御所見を賜りたいと思います。

○与謝野国務大臣 金融機関が仮に破綻しますと、善良な借り手は、その破綻をした日から銀行との

円滑な取引ができなくなる。もちろん新たな借り入れもできなくなるでしょうし、從来約束してい

た融資等も受けられなくなるというさまざまな弊

害が出てまいります。

今回私どもが考えておりますのは貸し済り対策でございまして、破綻後のこと前提にしているわけではありません。ただ、信用収縮という面では同じかもしれません、私どもは、あくまでも中小企業の金融の円滑化、特に貸し済りの非常につらい目に遭っている方々に資金が行き渡るということの必要性を考え、こういうものを考えているわけでございます。そういう意味では、破綻した後の善良な借り手をどうするかというのは、むしろ金融特の方で御議論をいただいているのだろうと私どもは思っております。

そこで、先般の金融特で先生の御質問にお答えして予算の規模をお話ししましたが、これは、政府としては二千億を確保して中小企業庁の予算として計上する。また、その都度必要になつてまいりますでしょう。中小企業保険公庫の方のお金は、その都度必要に応じて予算に計上していくべきだと思いますが、ある一定の事故率、回収率を想定しますと、それは多分八千億ぐらいになるだろう。合われますと二千億と八千億で一兆円になる、こういう想定のもとに進んでおりますが、二千億の予算を要求するということは、政府の方針として確定していることでございます。

○西川(太)委員 通産大臣、できるだけ時宜を得て適切な、予算面でも必要なならば必要なだけ省としてよろしいでしょか。

○与謝野国務大臣 当面、財政当局と話し合って、両省で了解しておりますのは二千億でございますけれども、しかし、状況というのはどういうふうに展開していくかわかりません。状況の変化に適切に対応した態度で今後予算編成に臨むというのは、先生御指摘のとおり、必要なことだと私どもは思っております。

○西川(太)委員 これは要望しておきたいと思いまますけれども、小規模企業者が無担保無保証の小口のお金を借りたりしますと追加で融資が難しくなるというような、せっかくいい仕組みをおつくりになつても制度の運用面でいろいろ問題がある

といふように実務家からは聞いております。したがいまして、これは要望で、答弁は結構でございまます。そういうこともこれからひとつきめ細かくやつていただきたい、こういうふうにまずお願ひをしたいと思います。

鈴木議員、今の大臣の御答弁をお聞きになつて、破綻金融機関の借り手対策というのは、三党案ではあるのですよね。これも時間がもうあれなので、御答弁願いたいと思います。

○鈴木(淑)議員 政府・自民党さんの案の借り手対策は、アリッジバンクで抱え込んでいく、ということなんですね。そのことと今ここへ出ておりまして貸し済り対策と全然別個のものとして分けてお考えなのですが、私どもは、さつき申し上げました理由で、アリッジバンクを借り手対策に使うと非常に非効率で、公的資金は拡大する。行政コストはかかる、非効率な話になるだろう、それなら、ここで出でている貸し済り対策と一本化して、借り手対策も信用保証協会と中小企業信用保険公庫のインフラを使ってやろうよ、こう言つているわけ

でございます。

ぜひその点、御理解を政府・自民党の皆様にもいただきたいと思っております。

○西川(太)委員 時間も迫つてしまつましたので、金融監督庁に伺いたいのですが、その質問の前に今ひょとと思い出したのは、この間、参考人質疑で大野木頭取に、あなたのところは三月に一千七百六十六億円の資本注入を受けた、貸し済りはそれで改善されたかと言つたら、大変正直な御答弁があつて、背に腹はかえられないで信用取締に走らざるを得なかつた、こういう回収に狂奔した姿を赤裸々に語られて、これはやはり効果なかつたな、こういうことなのです。

今私が非常に問題にしたいと思っているのは、ますけれども、小規模企業者が無担保無保証の小口のお金を借りたりしますと追加で融資が難しくなるというような、せっかくいい仕組みをおつくりになつても制度の運用面でいろいろ問題がある

例え北海道拓殖銀行と北洋銀行のケースで、健全債権すら受け取らないというようなニュースがあります。そういうこともこれからひとつきめ細かくこれからサブスタンダードなものは、そんなものは到底受け取れない。長銀と住銀の合併でもそうだと思いますのですけれども、この第二分類を融資制度で具体的に助けていかない限り、これはなかなかうまくいかない、こう思うのですけれども、日野長官、いかがでございましょうか。

○日野政府委員 金融監督庁の立場から果たしてお答えできることかどうか、はつきりいたしません。

と申しますのは、私どもはあくまでも、与えられた法律を執行する、そういう立場に立つております。ただ、私どもに与えられている法律で、今委員が御指摘になりました第二分類、これはあくまでも、各金融機関が自己査定ということで査定しているものでございます。

野党三会派が今お出しになつてある金融再生委員会のスキームを持見いたしましたところ、金融再生委員会の規則でもつて、各金融機関が資産を査定して、それを金融再生委員会に提出すべしと五年以下という、通常の刑罰法令からいたしますと非常に厳しい罰則になつてゐるというふうに承知しております。ただ、こういった意味で、非常に厳しい罰則ですから、構成要件はよほどしつかりと非常に厳しい罰則になつてゐるというふうに承知しております。ただ、こういった意味で、非常に厳しい罰則ですから、構成要件はよほどしつかりと非常に厳しい罰則になつてゐるというふうに承知しております。

ただ、私どもの現行法の立場でいいますと、結局、銀行法ということがその基本になつておりますけれども、銀行法は銀行法第一條に書いてあります。第二分類かどうかと云ふことは、あくまでも自己査定という立場に立つておりませんと大変難しい問題が生ずるかなというふうに思っています。

ただ、私どもの現行法の立場でいいますと、結局、銀行法ということがその基本になつておりますけれども、銀行法は銀行法第一條に書いてあります。第二分類かどうかと云ふことは、あくまでも自己査定といふ立場に立つておりませんと大変難しい問題が生ずるかなと

ただ、これはあくまでも、私どもは金融に関する企画立案の権限は有しておりませんで、感想として今委員の御質問にお答えさせていただいたことがあります。

○西川(太)委員 幸い午後の商工委員会で三十分の枠をいただいておりますので、続けてまたさせたいと思います。どうもありがとうございました。

○吉井委員長 吉井英勝君

最初に、きょうはまず大臣の方にお伺いしたいと思うのですが、今日の深刻な不況の中で、中小企業の経営というのは非常に大変な状況であります。ですから、そういう深刻な状況にある中小企業に對して貸し済りが行われる、これに対する対策をとつていて、これは当然のことだというふうに考えているのです。その貸し済り対策として、信用保証協会の基金を上積みするなど財政的基盤を厚くしていくこととか、それからまた中小企業の経営といふのは非常に大変な状況であります。ですから、そういう深刻な状況にある中小企業に對して貸し済りが行われる、これに対する対策をとつていて、これは当然のことだというふうに考えているのです。その貸し済り対策として、

逆に、その対策をとつたことによつて、今度は銀行の方が安心して貸し済りに走つていく、悪乗りをするようなることになると、これはせつかくの今回の趣旨が生かされないことになつてしまつ。私はそういう点では、銀行には銀行法第一條に書いてあります。第二分類の役割も、また中小企業信用保証法の役割について、銀行が貸し済りをやつたり、あるいは資本圧縮などといつて善良な借り手から融資を引き揚げていつたりとか、あるいは銀行の合併等に際して銀行が引き継ぐのを済るような、そういう融資の後始末、こういうことのために利用されるということになつてはならないというふうに思うわけです。

そこで通産大臣に伺いたいことは、第一義的に

は、やはり銀行法に基づいて、銀行に公共性の立場に立った社会的役割を果たすというこの責任をきつちり果たさせる、この上に立って、信用保証協会や中小企業信用保険法を、いかに積極的な役割を果たさせていくか、役割を果たすようなものにしていくか、私はこういう点が非常に大事だというふうに思うのですが、大臣のお考えを最初に伺つておきたいと思うのです。

○与謝野国務大臣 政府としては、昨年の秋以来、累次の貸し渋り対策を講じてきたところでございますけれども、中小企業等を取り巻く資金調達環境は一層厳しくなっている、これは各党の共通の認識であるうと私は思つております。今後、民間金融機関の不良債権処理に伴う中小企業に対する信用取扱いの不安を払拭するためには、政府系金融機関の対応のみならず、民間金融機関からの円滑な資金供給を促進することが重要であると考えております。

そういう観点から、先般閣議決定されました中小企業等貸し渋り対策大綱においては、信用保証制度について、二十兆円の保証規模の確保、貸し渋りを受けた中小企業者に対する特別の保証制度等の対策が盛り込まれているところでございまして、議員の御指摘のとおり、いやしくも民間金融機関の貸し渋りを助長するような趣旨で今回の対策を講じたものではないということをございます。

通産省としては、金融監督庁を初め関係省庁等の協力を得ながら、民間金融機関に対して、本大纲の趣旨を十分体していただきよう要請してまいります。

○吉井委員 同様のことを提案者の方にも伺いましたが、やはり第一義的には銀行といふふうの法律に基づいてきつちと果たすべき役割があつて、そしてその上に立つて、今度提案しているふうのふうに私は考えております。

思ふふうのふうに私は考えております。

それと同時に、今度こういう形で信用保証枠を拡大するわけでありますから、これを契機にして、こういう点は指導していかなければいけないのだといふふうに私は考えております。

市場原理を基本としてやっていく、したがつて、それぞれの銀行は自己責任原則に基づいて行動をとれ、その結果責任についてもとりなさい、これはもう大原則であつて、私どもの提出している法律はすべてそういう原理原則にのつとつてつくれて、それがきつちとしないとなかなかうまくかないと思ふふうのふうに私は考えております。

○鈴木(淑)議員 委員御指摘のような動きがあるのだといふことは私も承知をしておりません。そういう銀行の行動というのは言語道断であると私も思つております。金融監督庁あるいは日本銀行などが、日常の接触あるいは検査、考査を通して、こういう点は指導していかなければいけないので、そういうふうに私は考えております。

それで、この前も共産党の委員の方の質問にお答え申し上げたのですが、例えば預金保険、預金者を保護するために、今十七兆円の公的資金を用意しております。しかし、あんな公的資金を入れないで銀行業界からもつと保険料を取ればいいじゃないか、保険料率をもつと上げればいいじや

的に果たされるようにするべきものだと思うのですが、この点について最初に伺つておきたいと思ひます。

○鈴木(淑)議員 委員御指摘のとおり、銀行といふものは一般の産業における企業と違つた公共性を担つてゐる。

まず第一に、決済システムという、これは公共財であります、それのが手である。それから、産業の血液ともいふべき金融で、金融仲介をして、時書と投資を仲介して、そして経済を発展させる。

その際に、銀行といふのはある意味ではリスクをとるわけですね。リスクをとつて、その専門性を発揮してうまくリスク回避しながら、一般の人にはそれなりリスクをとつて時書と投資をつなぐ、こういう使命を帯びてゐるわけでありますから、いたずらに、リスク一貨出しは怖いとか、あるいは決済システムを担つてゐるという公共性を忘れて、貸し渋りをしたりあるいは取引先の企業をきちっと面倒を見ていかないと、あつてはならない、それはもうおっしゃるとおりだと思います。

ただ、銀行をそういう行動に陥れている環境というのもまたあるわけございまして、先ほど岡田委員の質問に対しても申し上げたのですが、まず根本的には、今の景気の状況ですね、九一年から今日まで足かけ八年間も日本経済を停滞させ、そのためのマクロ経済政策の失敗ということが基本にあると思いますね。

そこで、そのあげくの果てに一年連続マイナス成長、それが大きな原因でございまして、この点では政府の行動というものが、こういう仕組みとともにやはりそれがきつちとしないとなかなかうまくかないと思ふふうのふうに私は考えております。

○鈴木(淑)議員 私は、銀行の自己規律と業界の自己規律というのを分けて考えたいと思うのです。

ですから、銀行業界が自己規律を崩さないようには政府系金融で面倒を見ても当たり前、保証協会が面倒を見てくれて当たり前、こういうことになつてしまふと、私は、文字どおりモラルハザードを引き起こす問題が新たに生まれてくると、いうふうに思ふのです。

○吉井委員 次に、金融機関が破綻した場合に、破綻金融機関や銀行業界に對して、善良な借り手を保護することに責任を果たすという、やはり自己責任原則の確立が必要だというふうに思つておられます。そうでないと、個々の銀行にしても銀行業界にしても、善良な借り手に責任を持たないで、

いるわけございます。

ですから、委員の御指摘のとおりであります。

同時に、このマクロ経済政策、そして金融行政の大失敗というものがあつて、こういうことが起きて、これをやつていかないと根本的にはうまくいかないわけですから、その点は、今おっしゃった話、よく理解しているつもりです。

同時に、最近問題になつておりますのは、この

銀行の貸し渋り行動を見ていると、信用保証協会の保証がついていても融資を断るケースがあつた

りとか、あるいは銀行が自己的優良な顧客に信用保証協会の保証つき融資の方を先に使つてしまつて、梓がなくなつてきて外されてしまうとか、一

般の中小企業の融資が、求めた方が難儀をする

ます。

ないかという議論にならざりますと、これは私は、護送船団的奉加帳方式に近づいていくおそれがあると思うのですね。つまり、奉加帳を回すからみんな負担しなさいと。しかし、これは、自己責任でやつてある優良銀行は、何でその自己責任で無責任なことをやっておかしくなっている銀行の分までおれたちしようのという話になります。

米国ではそういう議論が出来まして、預金保険料は変動保険料率になつておりますと、優良企業の保険料は安いわけですね。だから、それが本当の自己責任だというふうに思つものですから、業界という話になると、私はちょっと委員とニュアンスの違う考え方を持っています。

恐らく委員の頭の中には、全国銀行協会などと

いうものが現にあるじゃないか、それが政治資金を出しておるじゃないかとか、そういうところから来ておると思いますが、その意味では、私は、全

国銀行協会などという業界組織もある意味では見直しが必要だ。本当の自己責任原則、個々の企

業、個々の銀行の自己責任原則という観点からい

うと、日本の業界システムというのは見直すべきだというふうに思つております。

○吉井委員 その議論はまた時間のあるときに改めてやりたいと思います。

最後に、提案者の言う金融破綻関連保険制度を

活用する場合に、今日の大不況のもとで苦況にある中小業者、中堅企業などの善良な借り手と、ゼネコンやノンバンクなどへの投機的性格の融資とを区別して、前者は継続して融資が保護される、後者の不良債権後始末のためのごみ箱にはさせないという立場をとられると思うのですが、その選別をどのように考えていただけるか、これを最後に伺つておきたいと思います。

○鈴木(淑)議員 お答えいたします。

まず最初の段階で、信用保証協会の方に来る破

綻金融機関の借り手というのは、第三分類、第四

分類ではないわけですね。これは回収機構の方へ行きます。第二分類が中心になるのだと思いますが、その際の審査の基準は、私どもが法案で出し

ております金融再生委員会におきましてきちっとした規則、基準をつくって、信用保証協会がそれを守つていく、その基準の中に、今御懸念のようなことが起らぬないように、きちっと入れたいといたのが私どもの考え方でございます。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わります。

○古賀委員長 濱田健一君。

○濱田(健)委員 まず、閣法から三點ほど質問させていただきたいと思います。

昨年の十一月、緊急経済対策が実施されまして、いわゆる信用保証協会のリスク幅を、たしか三%から一〇%まで高めたというふうに記憶しているところでございます。全国の信用保証協会のその後の事業概況を見てみると、保証債務残高にはとんど変化がないというように私は読み取つてあります。その辺をちょっと見解を伺わさせていただきます。

また、ことしの五月からは総合経済対策も実施されておりました。この間の資料、手元に持ち合わせております。この間の資料、手元に持ち合わせております。その辺をちょっと見解を伺わせていただきます。

そこで、借り手の増加についてお聞きいたします。

○鶴田政府委員 信用保証協会の保証債務の残高についての御指摘でございます。

昨年の秋以来、保証対策に力を入れるということでやってきておりますが、その保証承諾額は、本年四月から八月までの最新時点では、約六兆四千四百億円になつております。昨年の秋の経済対策以降で見ますと、前年同期比で約一〇%の伸びになつております。

御質問の残高ベースではどうかという話につきましては、本年三月末におきまして、二十九兆五千五百億円でございましたが、この数ヵ月間の間に、八月末におきましては二十九兆七千七百億円ということで、二千億強の残高の増になつております。

○鶴田(健)委員 努力はされていると思うのですが、けれども、今回の改正で、政府は中小企業の資金調達の円滑化にどの程度向上が図れるものとお考えでしょうか。

○鶴田政府委員 今回の信用保証法の一部改正によりまして、無担保保険、特別小口保険につきましては、相当な効果が上がると考えておりますが、実

際、数字の面でどのくらいになるかという点については推計はできないと思っております。

○濱田(健)委員 桦といいますか財源的なものは確保される努力を評価したいと思うわけですが、

政府系や民間を問わず、金融機関の貸し出しの融資審査について、当然、土地を中心とする物的担保で行われております。この融資審査は、そもそも担保になる土地を持つていなかつたり、地価の下落によつて土地の担保価値が減少していると言われる中小の零細企業者、新規の開業者にとっては、極めて厳しい審査になつていると言わざるを得ません。

そこで、中小企業を取り巻く金融環境を円滑化し、新規産業を積極的に支援していく觀点と、部分から、経営能力、知的な財産権、技術力を総合的にそして客観的に評価する融資審査というものを数多く取り入れるべきではないかというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○鶴田政府委員 政府系金融機関の融資審査においては、委員御指摘のように、単に物的担保だけをもとに融資をするということだけではなくて、いろいろな觀点、総合的な評価をして審査を

するように指導をいたしているところでございまして、委員御指摘のように、單に物的担保だけをもとに融資をするということだけではなくて、いろいろな觀点、総合的な評価をして審査を行つておきたいと思います。

○鈴木(淑)議員 お尋ねをいたします。

信用保証協会法の改正案でございますが、従来あります特別保険、これはそれぞれの政策目的を持つ特別法を根拠としておりますが、今回、时限的に金融破綻関連保険という形で信用保証法の本体に規定をされようとしておられます。その根拠といいますか、これをこういうふうに位置づけなければ大変ですよという理由等がありましたら、お聞かせください。

○鈴木(淑)議員 委員御指摘のように、従来でありますと、政策目的を持つた特別な保険を設定するときは特別保険の中で行うわけでござります。

御疑惑はもつともな面があると思いますが、御承認のよう、今度の破綻金融機関の借り手企業に対する保険というのは、今までの中小企業保険の枠組みに入らない特色が二つあります。

一つは、中小企業、資本金一億円以下だけでな

り、あるいは成長性、発展性という長期的觀点にも立つて融資審査を行うように指導いたしております。

あと、担保の関係で申しますと、具体的に中小企業金融公庫の例で申し上げますと、例えば一般の民間金融機関が通常対象とはしておりません機械設備等の動産とか、あるいは今御指摘いたしましたソフトウエア等の知的財産権等を担保の対象にするなど、担保の範囲のとり方、評価をなるべく彈力的に行つておられるところでござります。

担保が不足しがちな、御指摘にありましたベンチャー企業の育成を目的とした新事業育成貸付制度とか、あるいは担保価値の下落等によりまして運転資金の調達に困難を來しておられる中小企業者向には、例えば貸付額の二分の一までは物的担保を微求することを免除するという特例を設けた制度もつくりさせていただいております。

○濱田(健)委員 現下の状況にかんがみて、審査の基準等を当然厳格に守るということも必要でしょうけれども、相手の身になつてしまつかり聞いて差し上げるということを丁寧にやつていただきたいというふうに思います。

鈴木先生にお尋ねをいたします。

信用保証協会法の改正案でございますが、従来あります特別保険、これはそれぞれの政策目的を持つ特別法を根拠としておりますが、今回、时限的に金融破綻関連保険という形で信用保証法の本体に規定をされようとしておられます。その根拠といいますか、これをこういうふうに位置づけなければ大変ですよという理由等がありましたら、お聞かせください。

○鈴木(淑)議員 委員御指摘のように、従来でありますと、政策目的を持つた特別な保険を設定するときは特別保険の中で行うわけでござります。

御疑惑はもつともな面があると思いますが、御承認のよう、今度の破綻金融機関の借り手企業に対する保険というのは、今までの中小企業保険の枠組みに入らない特色が二つあります。

一つは、中小企業、資本金一億円以下だけでな

くて、資本金五億円までの中堅企業まで入れてくる。そうすると、中小企業信用保険法という法律の名前も変えなければいけないのかな、中小を中堅と変えなければいけないのかなと私どもは実は迷つたぐらいでござりますが、これは时限的なのだから名前を変えることもあるまい」ということ。

ただ、それほどちょっと質的に違う。

それから一つ目の違いは、したがつて、上限が三億円という、今までの基準からいうと大変に高くなつてゐるわけですね。これは、量が大きいだけではなくて、ちょっと質の違いがある。

そんなことで、特別保険の枠組みの中に入れないで別途こういう形にさせていただきました。

○濱田(健)委員 保証対象の枠が広がるというふうに今鈴木先生お話しいただきましたが、その保証対象が、資本額または出資額が一億円以上五億円以下という形になつて、特定の企業者、三億円以下であればどんな債務も保証できるというような読み取り方を私はしているところでございます。

そうすると必然的に、今最も保証を必要としている製造業の皆さんなど健全な中小の企業だけではなくて、ちょっとがつた言い方かもしれないが、バブルで踊つたような不動産業界などの債務保証まで行えるのではないかというふうに思いまして、仮にそういう部分が出てきた場合に、せつかく善意でつくる法律だと思うのですけれども、国民的な批判というものを招く結果になりはしないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木(淑)委員 私どものこの法律だけではなくて、他の四法案をあわせた全体の枠組みの考え方といったしましては、委員御承知のように、金融機関が破綻したときは原則的には清算過程に入る、法的手続で入つたり公的管理を置いたりいたしました。もちろん、受け皿銀行が出てくればそちらに渡すわけすけれども、その過程で当然、バブルに踊つた一番悪い第三分類、第四分類に入つてい

る連中は整理回収機構の方に行くわけでございま

す。したがつて、ここに来るのは主として第二分

類。第一分類の一部もあるいは来るかもしません。そういうわけですので、みんな抱え込んでしまうという御懸念はない。

それからもう一つは、金融再生委員会においてきちつとした審査の基準を定めます。それを信用保証協会に流して、この基準で審査してくれとうふうにいたしますから、その中でも御懸念のような企業を排除するということを考えております。

○濱田(健)委員 三野党が出していらっしゃるほかの法律との関連性の中で、今私が申し上げたような懸念は担保できるというふうに回答いただいたと思います。そのように承知しておきたいと思います。

最後の質問ですが、借り手のモラルハザードを引き起こさないためにも、保証協会の審査、運用面での細心の注意が必要だ、これはだれでもそう思うわけでございます。例えば、法案にあります特定企業者の定義に、事業計画の認定を受けたものといった借り手の健全さを示す基準を加えるべきではないかというふうに私は思うのです。その方が貸し済りから健全な中小企業を守るという野党三党の本来の法案の趣旨も生かすことになるのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○鈴木(淑)委員 委員の御指摘はごもっともでございまして、返済計画について、きちつとした裏づけを持つたものという条件を金融再生委員会の定める基準、信用保証協会に守らせる基準の中に反映させるべきだと私は思います。その点で、委員の御意見と全く同じでござります。

○濱田(健)委員 ありがとうございました。終わ

ります。

午後零時十五分散会  
これにて散会いたします。